

○山梨県警察統括係長制度運用要領の制定について

〔 令和3年3月15日 〕
〔 例規甲（務企）第64号 〕

第1 目的

この要領は、一の係（山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第26条第1項、第29条第1項及び第33条第1項の係をいう。）等において、複数の警部補又はこれに相当する職員（以下「警部補等」という。）が配置されている場合、他の警部補等に対する指揮命令権を有する警部補等を警察本部長（以下「本部長」という。）が統括係長として指定し、責任の所在を明確にするとともに、業務の円滑な遂行を確保することを目的とする。

第2 統括係長を置く係

統括係長を置く係は、同一係に複数の警部補等が配置されている係（交替制勤務のため同一係に複数の警部補等が配置されている場合を除く。）及び警察署地域課統括係長指定表（別表）に定める警察署の地域課（以下「警察署地域課」という。）の係とする。

第3 統括係長の職務権限

- 1 統括係長は、当該係内に勤務する警部補等に対する業務上の指揮命令権を有するものとする。
- 2 警察署地域課に置かれる統括係長にあっては、自動車警ら班、交番（署所在地を含む。）及び駐在所に配置されている警部補等に対しても業務上の指揮命令権を有するものとする。

第4 統括係長の指定

- 1 所属長は、勤務成績が優秀で統括係長としての能力を有する警部補等を統括係長推薦書（第1号様式）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に推薦するものとする。
- 2 所属長から統括係長推薦書の送付を受けた警務課長は、意見を付して本部長へ報告するものとする。
- 3 本部長は、当該警部補等が統括係長としての適性があると認めるとときは、統括係長指定書（第2号様式）を交付して統括係長に指定するものとする。

第5　統括係長の指定換え

- 1 所属長は、統括係長が心身の故障等のため職務の遂行に支障がある場合又は警部補等の配置換えにより業務運営上特に必要と認める場合は、統括係長指定換え申請書（第3号様式）により統括係長の指定換えを本部長に上申することができるものとする。
- 2 統括係長が、人事異動により他の所属（係）に配置換えとなった場合又は別表の係を除く係において複数警部補等の配置が解消され、当該係の警部補等が単独配置される状況となった場合は、その指定を解除されたものとする。

別表及び様式　省略